

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 24 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 6 月 26 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
豊橋市	27 者	細谷町字東松ヶ谷 132 番ほか 103 筆
豊川市	34 者	三谷原町雨谷東 33 番ほか 155 筆
蒲郡市	6 者	水竹町千瓜 43 番ほか 34 筆
田原市	25 者	大草町荒子 12 番ほか 149 筆

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 24 日農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）を認可した。

令和 8 年 6 月 26 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転をする土地の所在する市町村	農地中間管理機構へ所有権の移転をする者の数	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者の数	所有権の移転をする土地
豊川市	1 者	1 者	御津町沔野六角 70 番
蒲郡市	1 者	1 者	大塚町餅宇野 68 番 1
田原市	1 者	1 者	宇津江町新上野山 28 番

